

## 倉敷市下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が設置する下水道マンホール蓋のデザイン（本市が所有するマンホール蓋の設計図面又はマンホール蓋本体に基づくものをいう。以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請)

第2条 デザインを使用しようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、あらかじめ、所定の使用申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による使用申請書の提出に当たっては、市長が必要と認めるときは、著作権者の承諾書を添付しなければならない。

### (使用承諾)

第3条 市長は、前条第1項の使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、所定の使用承諾書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によるデザインの使用承諾に当たり、必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

### (使用の不承諾)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を承諾しない。

- (1) デザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (2) 市の品位を損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動、政治活動等に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が不相当と認めるとき。

### (使用承諾の期間)

第5条 デザインの使用承諾の期間は、使用を承諾した日から同日の属する年度の末日までの間で市長が相当と認める期間とする。

### (成果物の提出)

第6条 第3条第1項の規定によりデザインの使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）

は、当該使用承諾に係る成果物を1部市長に提出しなければならない。ただし、成果物の提出が困難であると認められるものについては、その成果物の確認ができる写真等をもって代えることができる。

(使用承諾の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の規定による使用承諾を取り消し、所定の使用承諾取消書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により使用承諾を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の規定による条件又はこの要領に規定する事項に違反したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用承諾を取り消された者は、自己の負担において、当該使用承諾に係る成果物を全て廃棄し、又は当該使用承諾に係る成果物のデザインの使用に係る部分の全てを原状に回復しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定による商標登録出願、及び意匠法(昭和34年法律第125号)第6条の規定による意匠出願を行わないこと。
- (2) 承諾された用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (3) デザインの形等を正しく使用すること。
- (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 市長からデザインの使用状況について報告するよう求められた場合は、速やかにその状況を報告すること。

(使用に起因する問題)

第9条 デザインの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者の責任において速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

2 使用者が故意又は過失により市に損害を与えた場合は、市はその賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月1日一部改正）

この要領は、令和3年11月1日から施行する。